

雇用及び技能開発法（抜粋）

第3章

雇用契約の締結

5. (a) (1) 使用者は業務のため労働者を雇用してから 30 日以内に、雇用契約を締結しなければならない。但し、政府部局、政府機関の正規雇用には適用しない。
 - (2) 雇用前に研修期間及び試用期間を規定する場合、この研修生には (1) に規定される条件を適用しない。
- (b) 雇用契約には、下記の項目が含まなければならない。
 - (1) 業務
 - (2) 試用期間
 - (3) 賃金、給料
 - (4) 就業場所
 - (5) 契約期間
 - (6) 労働時間
 - (7) 休日、休業日、休暇
 - (8) 残業
 - (9) 労働時間中の食事の手配
 - (10) 住居の手配
 - (11) 治療
 - (12) 就業場所への交通及び出張の手配
 - (13) 労働者に対する規則
 - (14) 研修がある場合、研修後の任務期間
 - (15) 辞職及び解雇
 - (16) 契約の終了
 - (17) 契約上の義務
 - (18) 使用者、労働者双方の同意で雇用契約を終了すること



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

(19) その他の事項

(20) 契約条件の規定、修正及び追加方法

(21) 雑則

- (c) 雇用契約に規定される労働者が遵守すべき規則は、現行の法令に則ったものでなければならず、現行の法令に照らして労働者の権利を損なうものであってはならない。
- (d) 省庁は、業務が雇用契約に定められた契約期間より早く完了する、業務全体若しくは一部が予期しない事情で終了する又は様々な事情で業務を終了する場合に、使用者が労働者に対して支払うべき補償を規定した命令通知書を発行する。
- (e) 雇用契約に関する第 (a) 項の規定は、政府部局又は政府機関に一時的に雇用された日雇い労働者及び特定の業務について一括払いを受ける労働者にも適用される。
- (f) 使用者、労働者相互の合意又は労働者間での合意により、雇用契約に規定される職場の規則及び権利を現行の法に従って必要に応じて改正できる。
- (g) 使用者は、使用者及び労働者が締結した雇用契約の写しを、関連する労働者管理局に規定期間以内に提出し、その承認を得なければならない。
- (h) 本法の施行前に締結した雇用契約は、当該契約期間終了までは有効である。

第9章

38. 使用者が以下の行動をしたことが明らかである場合、6ヶ月を超えない禁固刑若しくは罰金又はその両方を科す。

(a) 第5条第(a)項によって雇用契約書の締結を怠った場合。

(b) 省略)

39. いずれの者であれ雇用契約書におけるいずれかの規則に違反したことが明らかである場合、その者に3ヶ月を超えない禁固刑若しくは罰金又はその両方を科す。